



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

郵便受け（ポスト）の訪問販売

【事例】

自宅に「郵便受け（ポスト）は要りませんか。お宅のは古いので、この際、新しくしましょう。このあたりの人は皆さん買ってますよ」と業者がやってきた。

1万2,800円で設置もすると勧められ、新しくしようと思い、購入した。

しかし、よく考えてみると、前のポストも問題なく使えたし、買うんじゃないかと後悔している。解約できるか。

【ひとことアドバイス】

- ◆訪問販売では、8日間は無条件に解約できるクーリング・オフ制度があります。
- ◆クーリング・オフは、はがきなどの書面で申し出を行います。
- ◆はがきに契約日、商品名、担当者名などを記入し、業者に簡易書留で郵送します。はがきの両面コピーも忘れずに取っておきましょう。
- ◆販売業者と連絡が取れず、お金を取り戻せないケースもあり、注意が必要です。
- ◆すぐに購入を決めてしまわずに、よく考え、要らないときはきっぱりと「購入しません」と断りましょう。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!